

新国立競技場整備事業に関する説明資料

資料目次

1. 今回の公募の方式	1
2. これまでの経緯と今後のスケジュール	2
3. 設計条件	3
(1) 業務要求水準書の構成	3
(2) 要求水準の具体例（ユニバーサルデザイン）	4
(3) その他の要求水準の記載箇所	5
4. 技術提案及び審査基準について	6
5. その他	6
(1) 提案事業費と完成期限の遵守	6
(2) 競争参加資格	6
(3) 新国立競技場整備事業の業務範囲	6
6. 参考（新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会 委員名簿）	7

平成 27 年 9 月 1 日

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

1. 今回の公募の方式

今回の公募は、公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）により実施されます。この方式は、次の手順で、設計、工事施工（工事監理を含む。）を一貫して発注する方式です。

- ① 技術提案に基づき設計・工事施工等・工事監理を行う事業者（優先交渉権者）を選定
- ② 設計・工事施工等・工事監理を行う事業者（優先交渉権者）と設計業務の契約を締結
- ③ 設計の過程で価格等の交渉
- ④ 交渉が成立した場合に工事施工等業務・工事監理業務の契約を締結

また、公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）は、設計と施工を分離して発注する方式と比べ、整備期間の圧縮を見込むことができます。

図1 公募型プロポーザル方式（設計交渉・施工タイプ）の流れ

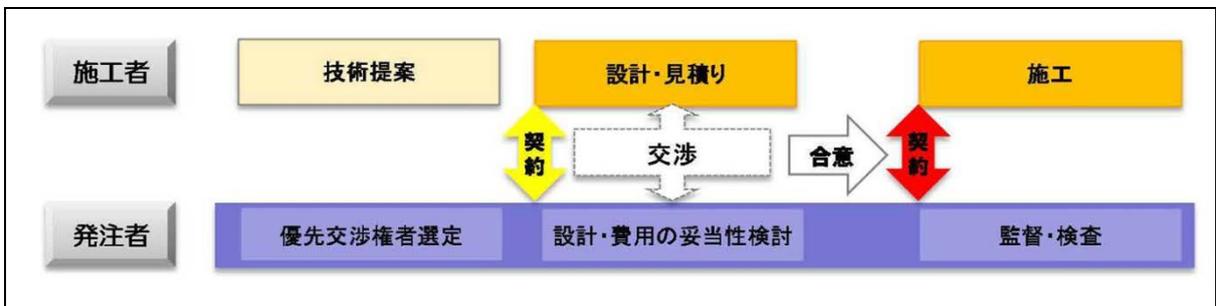
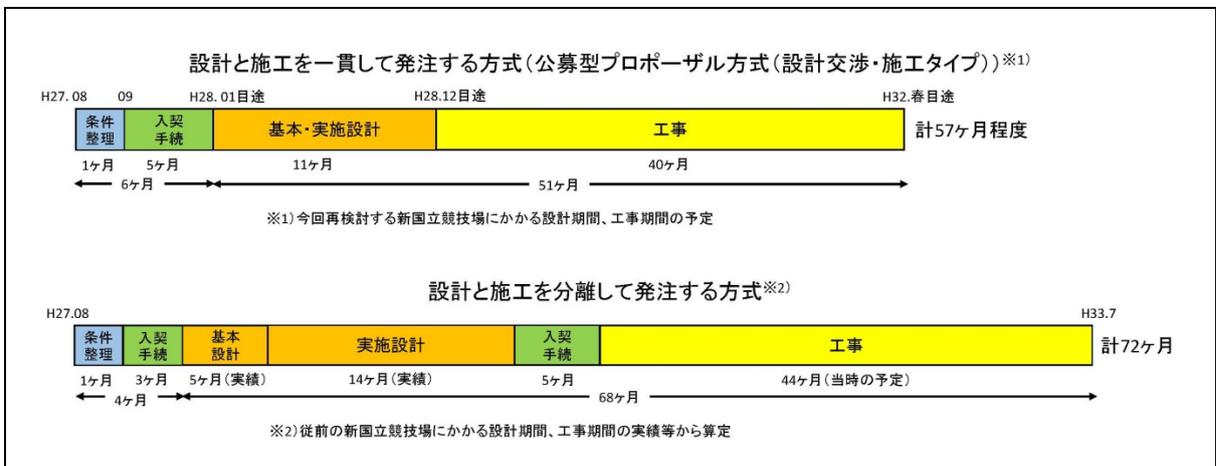


図2 整備期間圧縮のための発注方式の工夫



2. これまでの経緯と今後のスケジュール

平成 27 年 7 月 17 日（金）の安倍総理による新国立競技場の建設計画見直しについての会見以後、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）」や「新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会（以下「技術提案等審査委員会」という。）」での審議、検討を踏まえ、以下のスケジュールで新国立競技場整備事業の公募を開始します。

今後、設計・工事施工等・工事監理を行う事業者（優先交渉権者）を選定し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に間に合うように、新国立競技場を確実に完成させます。

平成 27 年 7 月 21 日（火）	関係閣僚会議①【閣僚会議の設置、再検討推進室の設置】
8 月 10 日（月）	関係閣僚会議②【都知事、アスリートとの意見交換】
8 月 14 日（金）	関係閣僚会議③【再検討に当たっての基本的考え方】
8 月 17 日（月）	技術提案等審査委員会①【公募条件、審査基準 等】
8 月 25 日（火）	技術提案等審査委員会②【公募条件、審査基準 等】
8 月 26 日（水）	技術提案等審査委員会③【公募条件、審査基準 等】
8 月 28 日（金）	関係閣僚会議④【新国立競技場の整備計画】
9 月 1 日（火）	新国立競技場整備事業の公募手続の開始
9 月 18 日（金）	競争参加資格者の申請期限
11 月 16 日（月）	技術提案書の提出期限
11 月下旬～	技術提案等審査委員会【技術提案書の審査】
12 月末	設計・工事施工等・工事監理を行う事業者（優先交渉権者）の選定
平成 28 年 1 月目途	設計委託契約
	～基本設計、実施設計～
12 月末目途	工事請負契約
	～工事施工～
平成 32 年 4 月末	工事竣工の期限（工期短縮の目標は同年 1 月末を期限）
7 月～9 月	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

3. 設計条件

設計条件は、業務要求水準書に記載されており、新国立競技場として「満たすべき水準その他の事項（要求水準）」が規定されています。要求水準を満たした上で、技術提案書を提出していただきます。

(1) 業務要求水準書の構成

業務要求水準書は、以下の3章で構成され、施設の性能として求められる水準は、主として「第3章 施設整備」に規定されています。

第1章. 総則
第1節. 業務要求水準書の目的 第2節. 受注者が提案した技術提案 第3節. 要求水準の変更 第4節. 本業務要求水準書の規定の取扱い 第5節. 適用基準等
第2章. 業務の概要及び計画条件
第1節. 業務の概要 第2節. 敷地に関する事項
第3章. 施設整備
第1節. 新国立競技場整備の基本的考え方 第2節. 主な設計条件 第3節. 施設計画（共通） 第4節. 施設計画（個別） 第5節. 業務の実施

(2) 要求水準の具体例（ユニバーサルデザイン）

ユニバーサルデザインに関するスペックは、**第3章 第2節 2 観客性の条件 (P.3-4)**、**第3章 第3節 4 機能性に関する性能 (P.3-9)**、**第3章 第4節 1 建築性能 (P.3-14~17)**に規定されています。

第3章 第2節 2 観客性の条件

- ・ オリンピック競技大会開催時の観客席は、約6.8万席を整備し、車いす席は、総席数（実質席数）の0.75%以上を確保する。
- ・ パラリンピック競技大会開催時には、一般席の一部を取り外し、車いす席及び同伴者席を、総席数（実質席数）の1.2%以上まで増設する計画とする。

第3章 第3節 4 機能性に関する性能

- ・ Accessibility Guide（2013年6月IPC発行。今後、発行される東京版を含む。）を踏まえ、計画すること。

第3章 第4節 1 建築性能

- ・ ユニバーサルデザインの実現に最も重要な点は多様な利用者ニーズの把握である。そのため、設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得てユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、関係者の意見を集約した上で業務を進める。
- ・ 車いす席及び同伴席は、水平・垂直に分散して配置し、車いす使用者が様々なエリア（スタンド各層）から観戦できる環境を整備する。
- ・ 車いす席及び同伴者席は、各コンコースから段差なくアクセスできる場所に確保する。
- ・ 車いす使用者の施設利用が想定される際にはエレベーターを設置し、スタンド各層へのアクセスが容易となる環境を整備する。また、災害時においても、円滑な避難が可能な環境を整備する。
- ・ 車いす使用者の視認性に配慮したサイトラインの確保については、日本人の平均身長や履物の高さに配慮するとともに、車いす使用者の眼高に配慮して計画する。

(3) その他の要求水準の記載箇所

施設等	業務要求水準書における記載		
競技施設	第3章 第2節	1 4 第4節 3 5	施設構成と導入機能及び規模 (P.3-2) フィールドの条件 (P.3-5) 電気設備性能 (P.3-25~26) フィールドの性能 (P.3-36~37)
観客席	第3章 第2節 第4節	1 2 1	施設構成と導入機能及び規模 (P.3-2)、 観客席の条件 (P.3-4) 建築性能 (P.3-15~17)
屋根	第3章 第2節 第4節	3 1	建築物の形状 (P.3-5) 建築性能 (P.3-11)
メディア機能	第3章 第2節 第4節	1 1 3	施設構成と導入機能及び規模 (P.3-2) 建築性能 (P.3-15~16) 電気設備性能 (P.3-28~30)
防災警備機能	第3章 第2節 第3節 第4節	1 4 3 1 2	施設構成と導入機能及び規模 (P.3-3) フィールドの条件 (P.3-5) 安全性に関する性能 (P.3-8~9) 建築性能 (P.3-16~17) 構造性能 (P.3-22~23)
ホスピタリティ機能	第3章 第2節 第4節	1 3 1	施設構成と導入機能及び規模 (P.3-2) 建物形状の条件 (P.3-5) 建築性能 (P.3-18)
日本らしさ、景観・地球環境	第3章 第2節 第3節 第4節	3 1 2 1	建物形状の条件 (P.3-5) 社会性に関する性能 (P.3-6) 環境保全性に関する性能 (P.3-6~8) 建築性能 (P.3-21)
維持管理コストの縮減	第3章 第3節	5	経済性に関する性能 (P.3-10)

4. 技術提案及び審査基準について

事業者には、業務要求水準書に規定する要求水準を満たした上で、業務の実施方針、コスト・工期、施設計画に関する技術提案書を提出していただき、審査基準に基づき技術提案等審査委員会で審査を行い、設計・工事施工等・工事監理を行う事業者（優先交渉権者）を選定します。詳細は、[求める技術提案書及び審査基準について](#)に記載されています。

5. その他

（1）提案事業費と完成期限の遵守

技術提案書に盛り込まれた提案事業費や完成期限を提案者に遵守させるための業務の進め方を[第3章・第5節・2 共通事項（P.3-39）](#)に規定しています。なお、提案事業費の遵守及び完成期限の遵守の履行の確保を図るため、その内容が盛り込まれた「新国立競技場整備事業に関する事業協定書」を、発注者と受注者との間で締結することとしています。

（2）競争参加資格

新国立整備事業の公募で求める事業者は、設計の業務、工事施工等の業務及び工事監理の業務を一体的に行うことができる事業者です。

事業者の形式は、「単体企業（1社）」又は「共同企業体（いわゆるJV）」のいずれも可能です。単体企業の要件や、共同企業体の要件、共同企業体の構成員の要件の詳細は、[説明書（P.4～19）](#)に記載されています。

（3）新国立競技場整備事業の業務範囲

新国立整備事業では、「新国立競技場本体」、立体都市公園を含む「敷地内の外構」、新国立競技場と東京体育館とを結ぶ「歩行者デッキ1号」、新国立競技場と現都営霞ヶ丘アパート敷地に整備される公園（新明治公園）とを結ぶ「歩行者デッキ2号」、歩行者デッキ1号及び歩行者デッキ2号に関連して実施される「階段等」、新国立競技場整備事業に伴う「道路線形の変更」の整備が行われます。

6. 参考（新国立競技場整備事業の技術提案等審査委員会 委員名簿）

秋山 哲一 東洋大学教授

工藤 和美 建築家／東洋大学教授

久保 哲夫 東京大学名誉教授

香山 壽夫 建築家／東京大学名誉教授

深尾 精一 首都大学東京名誉教授

○ 村上 周三 東京大学名誉教授

涌井 史郎 東京都市大学教授

○：委員長
（50音順）